

太田市外三町広域清掃組合公告

群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、第一種事業の環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、条例第23条及び群馬県環境評価条例施行規則（平成11年群馬県規則第43号）第40条の規定に基づき次のとおり公告し、評価書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月28日

太田市外三町広域清掃組合

管理者 清水 聖義



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 太田市外三町広域清掃組合
- (2) 代表者 管理者 清水 聖義
- (3) 所在地 太田市細谷町604番地1

2. 第一種事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業
- (2) 種 類 廃棄物処理施設の設置
- (3) 規 模 330t/日

3. 第一種事業実施区域

太田市細谷町及び藤阿久町地内

4. 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

太田市の一部

5. 評価書縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 太田市外三町広域清掃組合（太田市細谷町604番地1）、千代田町環境保健課（邑楽郡千代田町大字赤岩1705番地の1）、大泉町環境課（邑楽郡大泉町日の出55番1号）、邑楽町安全安心課（邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1）、太田市環境政策課（太田市浜町2番35号）、群馬県環境政策課（前橋市大手町一丁目1番1号）、群馬県東部環境事務所（太田市西本町60番27号）
なお、評価書は太田市外三町広域清掃組合ホームページでも公表する。

[\(http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0120a/risaikuru/\)](http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0120a/risaikuru/)

- (2) 縦覧期間 平成29年2月28日（火）から平成29年3月27日（月）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで